

令和4年4月15日

下諏訪町御柱祭実行委員会
新型コロナウイルス感染防止対策ガイドライン(下社里曳き版)

下諏訪町御柱祭実行委員会
会 長 宮坂 徹
実行委員長 小林 秀年

本ガイドラインは、令和四年諏訪大社御柱祭の下社里曳きの開催に伴い、下諏訪町御柱祭実行委員会（以下、実行委員会という。）が関連する催し物等のイベント（以下、イベント等という。）に関して、新型コロナウイルス感染症の状況を把握し、県や市町村ほか関係機関のガイドライン等の方針に基づき、新型コロナウイルス感染防止のため、今後講じるべき対策について、実行委員会として示すものである。

なお、御柱祭の祭事である御柱曳行及び御柱曳き建て等に関しては、御柱祭下社三地区連絡会議等が別に定めるガイドラインに準ずるものとする。

1 開催期間及び対象者区分

(1) 開催期間

- ・下社里曳き 令和4年5月14日（土）、15日（日）、16日（月）

(2) 対象者の区分（定義）

- 対象者① イベント等の観覧等を目的とした観覧者（以下、観覧者という。）
- 対象者② イベント等の出演者、運営スタッフ及び関係事業者（以下、関係者という。）

2 感染防止策の基本方針等

イベント等の感染防止策については、長野県新型コロナウイルス感染症対応方針及び専門家からの提言等に基づき、観覧者及び関係者が実行委員会のイベント等に安全・安心に参加できるように、その運営に当たり留意すべき事項を取りまとめ、新型コロナウイルス感染防止策を目的として、実施すべき事項や遵守すべき事項を基本方針として示す。

<基本方針>

- (1) 長野県新型コロナウイルス感染症対応方針の感染防止策に基づき、観覧者、関係者、並びに住民の安全・安心を最優先とし、開催期間前後の感染リスクに対し、必要な対策を講じるものとする。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の基本対策として、不織布製のマスク着用を原則（予備を携帯すること）とする。また、手指消毒・検温及び三密対策の徹底を図る。
- (3) イベント等の取り組みにあつては、観覧者及び関係者が「新しい生活様式（厚生労働省 令和2年5月4日）」に基づく感染症対策を実践するとともに、国の接触確認アプリ「COCOA」の活用を推進する。

- (4) 諏訪大社、御柱祭下社三地区連絡会議及び関係機関等と連絡を密に取り、協力・連携することにより感染防止策を講じることとする。
- (5) イベント等の実施に関しては、医療・救助体制及び運営に必要なスタッフ並びに協力体制が確保されており、本ガイドラインを遵守するために必要な対策経費を確保したうえで、諏訪圏域の感染警戒レベル及び医療アラートに応じて、開催の中止もしくは条件の変更を実行委員会が判断する。
- (6) 実行委員会内に感染症対策チームを設置し、感染症コントロールドクターの専門的な助言に基づき、感染症対策の確認、注意喚起及び感染防止策の徹底を図る。
- (7) 観覧者及び関係者は、コロナワクチン接種を推奨し、来訪（参加）前から検温等の健康観察を行い、有症状者等は医療機関等に事前連絡のうえ受診し、来訪（参加）を慎重に判断するとともに、本人やその家庭内で体調に異変を感じた場合（発熱やせき、のどの違和感や鼻水、だるさ、味覚・嗅覚の異常など）及び高齢者施設・学校施設等でクラスターが発生している状況又は学級閉鎖等がある場合は、自主的に来訪（参加）しないこととする。
また、来訪（参加）前に感染した方（同居家族含む）については、保健所等からの隔離期間が終了しており、かつ症状が無い場合に限り来訪（参加）することとする。
- (8) 来訪（参加）後 14 日間は、検温等の健康観察を行い、体調に異変を感じた場合は、医療機関等に事前連絡のうえ受診するとともに、新型コロナウイルス感染症の検査結果が「陽性」となった場合は、実行委員会に報告することとする。
- (9) イベント等において、感染者が発生した場合は、保健所等に報告し、その指示に従って対応する。個人を特定しようとすることや SNS 等で誤った情報を発信することがないよう、本人やその関係者の人権を尊重し、個人情報の保護に配慮しなければならないことを強く意識する。

<対象者① 観覧者>

観覧者については、以下の対策を徹底する。

- ① 「信州版“新たな旅のすゝめ”」のルールを守り、健康観察を実施するとともに、各所に設置するポイントにて検温や手指消毒、マスク着用を徹底すること。
- ② 観覧の際は、現場係員の指示に従い規制線等の外側にて社会的距離の確保を徹底し、大声での会話や歓声等は控えること。

<対象者② 関係者>

実行委員会の関係者については、以下の対策を徹底する。

- ① コロナワクチン接種の有無にかかわらず、参加の前日又は当日朝に「抗原検査キット」（薬事承認されたもの）による抗原定性検査を行い、「陰性」であることを確認すること。
検査結果に疑いがある場合は、自主的に参加しないこととする。
なお、12歳未満の子どもについては、上記検査を行ったうえで同居する親等の同意のもと参加することとする。
- ② 参加 14 日前から検温等の健康観察を実施するとともに、健康チェックアプリ（[別紙 1]関係者向け行動記録チェックシート）による健康観察の徹底を図り、各責任者が確

認を行う。①②を確認できた者には、リストバンドを着用させる。

- ③ 参加前 14 日以内は、仕事上やむを得ない場合を除き、県外への移動を控えること。
- ④ 参加前 14 日以内及び終了後の会食等は「信州版“新たな会食”のすゝめ」のルールを守り、感染防止策を徹底することとする。（イベント前後の会食は、長野県からの感染警戒レベルの状況等に応じたルールに基づくものとする。）
- ⑤ 関係者は、各団体の名簿を作成し、実行委員会が確認できるようにすること。
- ⑥ 飲食は、熱中症等に備えた水分補給、昼食を除き禁止とする。（飲酒は控えること。）
なお、マスクを外す際には、距離をとり、黙食を心がけること。
- ⑦ 各区分の対象者同士が接触しないよう規制線等を設け、距離を確保する。

<催し物等を行う際の留意点>

催し物等については、以下の対策を徹底すること。

- ① 練習時から<基本方針>及び<対象者② 関係者>の徹底事項を遵守すること。
- ② 各出演団体においても、感染症対策の徹底を図るため、出演の内容及び時間は慎重に検討し、感染状況に応じた出演の内容とすること。（規模縮小、時間の短縮、開催エリアの分散など）
- ③ 観覧者との距離を 1m 以上保つことができるよう、監視員（警備員）を配置して間隔を空けるように指導するとともに歓声を控えるよう指導すること。
- ④ 笛やバチ、またタオルや法被、ハチマキ、タスキ等の共用はしないこと。共用せざるを得ない物品がある場合には、出演終了後、アルコール消毒を行うこと。
- ⑤ マスク着用を原則とする。出演中に限り社会的距離を確保できる環境では、フェイスシールド等の使用を可能とするが、飛沫防止策を確実に講ずること。なお、不必要な発声、会話は慎むこと。
- ⑥ 出演団体のメンバーのなかで、抗原定性検査の結果が「陽性」であった者が複数発生した場合、当該団体の出演（参加）は自粛すること。

<物販等を行う際の留意点>

物販等については、以下の対策を徹底すること。

- ① 出店者は<基本方針>を遵守すること。
- ② 物販用テント（露天商、キッチンカー等除く）で飲食物を販売する場合には、調理を必要としない飲食物を販売すること。
- ③ 物販用テントで販売する商品は、容器や袋に入れて渡すこととし、飲食スペースは設けない。
- ④ 物販用テント間の距離を十分に取り利用者が適切な距離を保てるようレイアウトを組むこと。

3 実行委員会の取り組みにおける開催判断の要件

- (1) 全国での感染者数の推移や長野県が発表する諏訪圏域の感染警戒レベル及び医療アラートの動向を把握し、イベント等の開催について実行委員会が総合的に評価し、各部会・団体の取り組みの可否を判断することとする。

なお、4月30日以降に諏訪圏域に対して緊急事態宣言や、まん延防止等重点措置が発令された場合は、イベント等の実施方法について協議することとする。

4 実行委員会の取り組み

- ① 新型コロナウイルス感染症防止策及び緊急時の意思決定を行うため、実行委員会内に感染症対策チームを御柱祭下社三地区連絡会議と協力・連携のうえ設置し、感染症コントロールドクターの専門的な助言に基づき、感染症対策の確認、注意喚起及び感染防止策の徹底を図る。
- ② 感染症対策チームは、実行委員会が選出した者により組織する。
- ③ 感染症対策チームは、イベント等の会場周辺で適正な感染症対策（換気、高頻度接触箇所の消毒、三密回避）が実践されているかを確認するため、定期的な巡回を行うとともに、状況に応じて指示に従うよう該当者への注意喚起を行う。
- ④ 長野県が定める「感染防止安全計画」を策定する。
- ⑤ 個人情報の取り扱いに十分注意し、管理を徹底する。

5 ガイドライン周知等

- ① 本ガイドライン及び来訪（参加）14日前からの健康観察の徹底について、ホームページやリーフレット等への掲載により事前周知し、会場施設、沿道に新型コロナウイルス感染症防止対策の基本となる「新しい生活様式」等を掲示し、周知・徹底を行う。
- ② 旅館組合等を通じて、来訪者に対して健康観察の徹底を要請する。
- ③ 誹謗中傷を恐れ、体調がすぐれないにもかかわらず医療機関等への受診を控えるような事はしないこととする。
- ④ 高齢者や基礎疾患のある方への感染防止に協力する。

6 ガイドラインの更新

本ガイドラインについては、新型コロナウイルス感染症の感染状況及び医療提供体制等を鑑み、随時変更できるものとする。

7 ガイドラインの適用

本ガイドラインは、令和4年4月15日から適用する。

8 お問い合わせについて

下諏訪町御柱祭実行委員会

事務局（下諏訪町産業振興課・下諏訪商工会議所・下諏訪観光協会）

住所 長野県諏訪郡下諏訪町 4613-8（下諏訪町産業振興課内）

TEL 0266-78-9066

FAX 0266-78-9065

WEB <https://www.shimosuwaonsen.jp/onbashira/>